

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥栖市は、生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

佐賀県鳥栖市長

公表日

令和8年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく、保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務及び就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の取扱に準じた就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務 上記法令等の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ・生活保護の相談に関する事務・生活保護の申請に関する事務 ・生活保護の照会に関する事務・生活保護の開始、廃止に関する事務 ・就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務 ・被保険者健康管理支援事業の実施に関する事務・生活保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	・生活保護システム ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー等 (運用支援環境、情報提供サーバー、医療保険者等向け中間サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項 ・番号法第9条第2項 ・鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1第7項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 番号法第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則第2条第3項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161、162の項 番号法第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉みらい部 地域福祉課

②所属長の役職名	地域福祉課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	健康福祉みらい部 地域福祉課		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	鳥栖市 健康福祉みらい部 地域福祉課 〒841－8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 TEL0942－85－3551		
9. 規則第9条第2項の適用			[]適用した
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	紐付け誤り防止のため、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を踏まえて事務を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	不正な事務を防止するため、毎年事務担当者にe-ラーニングを受講させている。また、権限を持たない職員が特定個人情報の閲覧や編集ができないようアクセス制限を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 項番15	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	
令和1年6月21日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 項番9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 51, 54, 61,	【情報提供】 (1)番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14,	事後	
令和1年6月21日	①部署	市民福祉部 社会福祉課	健康福祉みらい部 社会福祉課	事後	
令和1年6月21日	②所属長の役職名	社会福祉課長 橋本 有功	社会福祉課長	事後	
令和1年6月21日	請求先	市民福祉部 社会福祉課	健康福祉みらい部 社会福祉課	事後	
令和1年6月21日	連絡先	鳥栖市 市民福祉部社会福祉課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地	鳥栖市 健康福祉みらい部 社会福祉課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地	事後	
令和1年6月21日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年1月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年1月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	②法令上の根拠	【情報提供】 (1)番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14,	【情報提供】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の9, 10, 14,	事後	
令和4年3月11日	①部署	健康福祉みらい部 社会福祉課	健康福祉みらい部 地域福祉課	事後	
令和4年3月11日	②所属長の役職名	社会福祉課長	地域福祉課長	事後	
令和4年3月11日	請求先	健康福祉みらい部 社会福祉課	健康福祉みらい部 地域福祉課	事後	
令和4年3月11日	連絡先	鳥栖市 健康福祉みらい部 社会福祉課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地	鳥栖市 健康福祉みらい部 地域福祉課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地	事後	
令和4年7月1日	②法令上の根拠	【情報提供】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の9, 10, 14,	【情報提供】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の9, 10, 14,	事後	
令和4年7月1日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	評価書名	生活保護に関する事務 基礎項目評価書	生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	鳥栖市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。	鳥栖市は、生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和7年2月28日	①事務の名称	生活保護に関する事務	生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく、保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務及び就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の取扱に準じた就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務 上記法令等の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ・生活保護の相談に関する事務・生活保護の申請に関する事務 ・生活保護の照会に関する事務・生活保護の開始、廃止に関する事務 ・就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務 ・被保険者健康管理支援事業の実施に関する事務・生活保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	③システムの名称	Acrocity生活保護、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー	・生活保護システム ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー等 (運用支援環境、情報提供サーバー、医療保険者等向け中間サーバー)	事前	
令和7年2月28日	法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の15の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項 ・番号法第9条第2項 ・鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1第7項	事前	
令和7年2月28日	②法令上の根拠	【情報提供】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26の4条, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2の2, 第59条の3 【情報照会】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の26の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 番号法第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則第2条第3項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161、162の項 番号法第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項	事前	
令和7年2月28日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年5月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事前	

[illegible]